

令和2年4月1日

お客さま各位

城北信用金庫

普通預金口座への「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、残高が少額で長期間ご利用のない普通預金口座の不正利用防止およびお客さまサービスの維持・向上の観点から、以下のとおり「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。

○本告知日以降、最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座を未利用口座としてお取扱いいたします。

○お客さまのお口座が未利用口座となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。ご案内を差し上げて一定期間経過後もお取引がない場合に、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

※未利用口座管理手数料の徴収は、令和4年4月1日以降となります。

○ただし、次のいずれかに該当する場合は、未利用口座管理手数料の対象外です。

- ①該当口座の残高が1万円以上の場合
- ②当金庫で定期性預金、投資信託、外貨預金、国債等のお取引がある場合
- ③当金庫でお借入（当座貸越を含む）がある場合

※紛失、盗難などご利用を停止されている普通預金口座も対象となります。

○お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合（0円を含む）は、残高全額をもって、未利用口座管理手数料としていただき、同口座を解約させていただきます（不足額のご負担および解約後のお手続きはございません）。なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご承知おきください。

※ご案内文書の送付時期等につきましては、当金庫ホームページ上で別途お知らせいたします。



城北信用金庫

Jihoku
Shinkin